

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目次

### ◇ 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止  
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

保安林予定森林

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

県営土地改良事業計画の決定

市営土地改良事業の認可

数人が共同して行なう土地改良事業の認可

土地の用途廃止

土地の用途廃止

土地区画整理事業の廃止の認可

風俗営業等取締法による聴聞の実施

### ◇ 公安告示

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止年月日
中本医院	鳥取市 大工町頭十二番地	内科、小児科、皮膚科、泌尿器科	昭和四十三年 二月二十九日

### 鳥取県告示第五百二十一号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年七月十六日から施行する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

### 別表

群馬県前橋市 同県高崎市 千葉県東葛飾郡 東京都 神奈川县 石川  
 県金沢郡 同県加賀市 同県愛知郡 同県石川郡 福井県足羽郡 山梨  
 県中巨摩郡 長野県伊那市 静岡県焼津市 三重県度会郡 滋賀県 高  
 知県須崎市 同県高知市 佐賀県鳥栖市 長崎県福江市 同県南松浦郡  
 同県大村市 大分県 宮崎県 鹿児島県

### 鳥取県告示第五百二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字山田字戯獅ヶ谷五四一の一から五四一の一の六まで、五四二の一、五四三から五四五まで、字鶉居五四六から五五〇まで、五五〇の次一、五五一から五五五まで、五五五の次一、五五五の次二、五五六、五五七の一、五五八、五五九、五五九の次一、五六〇の一、五六〇の二、五六一、五六三の一、五六五の一、五六六、五六七、字六郎谷五六八、五六九の一から五六九の三まで、五七〇、五七一の一、五七二から五七八まで、五七九の一、五七九の二、五八〇から五八二まで、五八三の一、五八三の二、五八四の一から五八四の三まで、五八五、五八六、五八八から五九〇まで、字富貴谷五九一から五九八まで、五九九の一、五九九の二、六〇〇、六〇一、六〇一の次一、六〇二、六〇三、六〇四の一から六〇四の三まで、六〇五、六〇六、六〇六の一、六〇七から六〇九まで、六〇九の一、六一〇、六一〇の一、六一一の二、六一二の一、六一三、六一四の一、六一五の一、六一五の二、六一六、六一七、字中山六一八、六一九の一、六一九の二、六二二の二、六四二の一、六四二の二、六四二から六四七まで、六四八の次一、六四九から六六〇まで、六六一の一、六六一の二、六六二、字瓢タン谷六六三の一から六六三の五まで、字嬉都氣西平六六四、字嬉都氣東平六六五、字空嬉都氣六六六の一から六六六の一八まで、字猪狩原六六七、字細谷六七一の一から六七一の七まで、字淡谿東平六七二の一、六七二の二、字淡谿西平六七三、六七三の一、六七三の二、字田狸ヶ谷六七四、六七四の一、六七五、六七六、字大瀧六七七の一から六七七の三まで、六七八、六七九の一、六七九の二、六八〇の一、六八〇の二、六八一の一、六八一の二、六八二から六八四まで、六八四の一、六八五

、六八六の一から六八六の四まで、六八七、六八七の一、六八八、六八八の一、六八九から六九一まで、字古箭谷六九二、六九三の一、六九三の二、六九四、六九五、六九六の一、六九六の二、六九七から六九九まで、六九九の一、字登り尾七〇〇、七〇一の一、七〇一の二、七〇二、七〇三、七〇三の一、七〇四、七〇五の一、七〇五の二、七〇六の一、七〇六の二、七〇七、七〇八、七〇九の一、七〇九の二、七一一の一、七一一の二、七一一から七一一四まで、七一一五の一から七一一五の三まで、七一一六、七一一六の一、七一一七の一から七一一七の三まで、七一一八、字麩録谷七一九の一、七一九の四、七一九の七から七一九の二七まで、七二〇、七二一の一、七二一の二、字横道七二二から七二五まで、七二六の一、七二六の二、七二七から七三五まで、七三五の次一、七三六

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
  - 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省畜し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字西又二 一九七七、一九八一の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年五月二十八日付けで東伯郡赤碓町大字竹内三一五番地村上和則ほか十六人の者から申請のあつた奥宮で行なう土地改良（開拓パイロット）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（開拓パイロット）事業計画の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年七月十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯町役場、赤碓町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十六号

倉吉市長から申請のあつた市宮土地改良（ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年七月九日認可した  
で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十七号

東伯郡関金町大字関金宿一三〇五番地森田和喜雄ほか二十七人の者から  
申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農道整備及び農地造成）事  
業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条  
第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年  
七月九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年七月十六日から用途廃  
止した。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積(平方メートル)	用途
鳥取市正蓮寺字面影山一九四番地ノ一地先から			
一九四番地ノ七地先まで		一〇九・四七	道路敷

鳥取県告示第五百二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年七月十六日から用途廃

止した。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積(平方メートル)	用途
米子市西福原字恵水西米川添			
四八六番地ノ二地先から		二八・二一	道路敷
五一一番地ノ一地先まで			

鳥取県告示第五百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十三条第一項の規定  
に基づき、米子市五千石第二団地土地区画整理事業の廃止を認可したので、  
同法第十三条第三項において準用する同法第九条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 土地区画整理事業の名称  
米子市五千石第二団地土地区画整理事業
- 二 施行認可の年月日  
昭和四十二年三月二十八日
- 三 施行者の名称  
米子市
- 四 土地区画整理事業の廃止の認可の年月日  
昭和四十三年七月十一日

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第四十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十六日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

## 一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年七月二十五日 午後一時から

米子市糀町一丁目一五一 米子警察署

## 二 聴聞当事者の住所及び氏名

境港市佐斐神町一〇八九 宋 永 愛